弁償判断基準

令和８年

一般社団法人　りとせ保育会

目次

はじめに 2

弁償判断基準の原則について 2

弁償の判断について 3

基準について 3

FAQ 6

はじめに

「りとせ Library」に所蔵している図書は、在園児や職員をはじめ、「りとせ Library」を利用するみなさんの大切な本です。
本を読んだり借りたりする際には、「みんなの本」であることを忘れず、丁寧に取り扱っていただくようお願いいたします。

本をなくしたり、汚したり壊したりしてしまうと、弁償のお手続きをしていただく場合があります。
その間、同じ本を楽しみにしている利用者が読むことができず、お待ちいただくことになってしまいます。

より多くの利用者が気持ちよく読書を楽しめるよう、みなさんで大切に利用していきましょう。

弁償判断基準の原則について

利用者の管理下において、図書に著しい汚損や破損が生じた場合には、原則として弁償を求めます。
弁償の要否については、該当図書が次のいずれかに該当する場合を基準とします。

① 今後の利用が困難な状態であること
② 他の利用者が不快に感じる状態であること

その他、詳細については以下の基準に基づき判断します。
弁償を求められた場合には、職員の案内によって弁償届の提出を行うとともに、届の提出から 3 か月以内に同じ資料の購入をもって、弁償手続きを完了してください。

弁償の判断について

職員が以下の基準に基づき、弁償の判断を行います。ただし、次に該当する場合は、弁償対象としないことがあります。

① 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられるとき
② 天災、火災等の不可抗力により、紛失、破損または著しく汚損したと認められるとき

基準について

以下に該当する場合は、弁償を求めます。

	対象	状態
1	水濡れ・飲食物等の汚れ	① 水濡れ等により、ページに歪みやが生じている状態 ② 色素の濃い飲み物の染みができている状態 ③ 食べ物やシールが付着し、ページ同士が接着して開かない、またはそれをはがしたことにより、絵や文字が欠損している状態 ④ カビが発生している状態
2	ページの欠損	① ページが不足している状態 ② ページが大きく切り（破り）取られており、修復が難しいと判断できる状態
3	書き込み	ボールペンや油性ペン等の消すことができない筆記用具によって、絵や文字に書き込みがあり、読むことが困難になっている状態
4	噛み跡	ペット等が噛んだために、著しい噛み跡や傷が生じている状態
5	紛失	借りていた図書を紛失した
6	付録の紛失	CD や地図など、図書の付録を紛失した
7	30 日以上の延滞	30 日経過しても返却いただけない場合

【弁償を求める図書の状態・例】

１－①　水濡れ等により、ページに歪みや波うちが生じている状態



１－②　色素の濃い飲み物の染みができている状態



１－③　食べ物やシールが付着し、ページ同士が接着して開かない、
　　またはそれをはがしたことにより、絵や文字が欠損している状態



２－②　ページが大きく切り（破り）取られており、修復が難しいと判断できる状態



３　ボールペンや油性ペン等の消すことができない筆記用具によって、
絵や文字に書き込みがあり、読むことが困難になっている状態



４　ペット等が噛んだために、著しい噛み跡や傷が生じている状態



FAQ

Q　弁償の本は、中古で買っても良いですか。
A　中古でご購入いただいても問題ありませんが、状態によっては購入しなおしていただく可能性がございます。なるべく中古品でないものをご購入ください。
Q　弁償する本の在庫がなくて買えません。どうしたらよいですか。
A　以下を参考に選定し、購入してください。 ・　同じ価格帯 ・　同じ作者 ・　（シリーズの場合は）同じシリーズ ・　同じ出版社
Q　借りた時からこの状態（汚破損のある状態）でした。
A　利用しづらい絵本を提供したことを謝罪して、次からはお持ち帰りいただく前にお声がけいただくよう、お伝えしてください。
Q　弁償してもらうかどうか、判断ができません。
A　基準に示した写真を参考に判断いただき、悩ましいものは司書へ判断を仰いでください。
Q　弁償期日になっても、弁償本を持ってきてもらえていません。
A　利用者へ電話で連絡させていただきます。
Q　ページが破れた（とれた）ので、自分（利用者）でテープを貼ってなおしました。
A　修理していただいたことへのお礼をお伝えしたうえで、市販のテープではより傷みが進行してしまい、さらなる汚破損の原因になるため、次からは自分で直さず申告してもらうよう、お伝えしてください。